

P1-016

障害児福祉サービスの第三者評価者の資質に関する意見の調査

堀口 寿広

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

【目的】

障害福祉サービスに第三者評価を導入し情報を公表することで、利用者の選択に資するとともに事業者の取り組みを適正に評価し地域のサービスの質を高める効果が期待されている。障害児サービスの第三者評価者の養成課程を新たに作成する場合に必要な要件について、関係者の意見を集約する目的で、キャリアパスを指標として意見を収集した。

【方法】

各都道府県および政令市の運営適正化委員会等の機関を対象に、受講資格（必要資格や大学卒後年数に換算）、カリキュラムの内容（講義演習の形式および各単元の時間数、講義の具体的内容）、修了時の資質（大学卒後年数）、講師の要件について設定すべき水準をたずねた。調査はDelphi法による2回の記名式の郵送法アンケート調査とし、平成30年2月に第1回の配布を行った。なお、調査の実施に当たり所属機関の倫理審査を受け承認を得た。

【結果】

期限までに13団体から回答があった。回答することが困難というものが多く数値を記載したものは少なかったが、受講資格について大学卒業後5年という意見があった。

【考察】

障害児サービスの第三者評価者に求められる要件について得られた意見をもとに、第2回調査を通じてさらに意見の集約を図る必要がある。また、障害児サービスの質の向上について、苦情処理などを担当している運営適正化委員会以外の機関の意見も集める必要がある。

【附記】

本研究は厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業にて実施した。